平成２６年（フ）第８１号
静岡市葵区大岩本町１番11号、旧住所静岡市葵区安東１丁目24番８号
破産者　山本　利次
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１４５号
愛知県日進市浅田町茶園83番地　フォーブルＪＵＮ103、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田清水14番地　コーポラス一進301号
破産者　三橋　武広
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５９２号
愛知県小牧市常普請１丁目272番地　センチュリーハイツ303号
破産者　門脇　広布
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７４１号
愛知県津島市新開町４丁目89番地
破産者　白石　裕紀
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０９６号
愛知県半田市亀崎町６丁目123番地の４
破産者　稲吉　龍巳
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３６号
愛知県常滑市塩田町５丁目11番地
破産者　土居　知美
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４６号
名古屋市中川区新家３丁目3303番地　ｓｗｅｅｔ　ｂａｙ　Ｅ棟２号
破産者　村瀬　賢
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１４号
愛知県瀬戸市西権現町57番地の２　コーポ若草102
破産者　明匠こと　小西　明人
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６６号
名古屋市千種区仲田２丁目17番７号　池下タワーズ701号
破産者　水　　清江
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４８号
大阪府岸和田市藤井町１丁目15番５―305号
破産者　出口　雅也
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
奈良県生駒市小平尾町1587番地３
破産者　多田　　薫
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６８０号
広島市中区舟入中町３―31―303、住民票上の住所広島市佐伯区藤垂園４番３―306号
破産者　安村　友里
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５７号
広島市東区矢賀新町２丁目３番34―405号
破産者　西谷　浩一
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目３番40―３号、開始決定時の住所佐賀市北川副町光法1777―８　有料老人ホームちとせ
破産者　前原　　徹
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
広島市南区仁保２丁目２番２―101号
破産者　胡子　昌宏
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３号
札幌市西区八軒２条西２丁目９番12号　キャステロⅠ―Ｂ―２号
破産者　鈴木由紀夫
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
宮城県角田市君萱字稲場下15番地６、破産手続開始決定時の住所宮城県角田市君萱字稲場下15―６
破産者　佐藤　広美
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１４号
宮城県柴田郡村田町大字村田字小池20番地４コーポ鈴木208号室
破産者　佐藤　正則
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１８９号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1631番地２
破産者　市川　　浩
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係